

廃 第 4 5 6 号  
令和 3 年 6 月 22 日

千葉県内の組合・協議会等排出事業者様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長  
(公印省略)

### 石綿含有廃棄物等処理マニュアルの第3版の公表について（通知）

このことについて、令和3年3月30日付け事務連絡により環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、本通知に伴い、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものの取扱い及び産業廃棄物収集運搬業許可における汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）の取扱いについて整理し、千葉県ホームページの更新を行いましたので、併せてお知らせします。

記

千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/asbestos/shuushuu-unpan.html>

問い合わせ先  
(マニュアル及び石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものの取扱いについて)  
環境生活部廃棄物指導課 指導企画班  
電話：043-223-2757

(産業廃棄物収集運搬業許可について)  
環境生活部廃棄物指導課 産業廃棄物指導室  
電話：043-223-2654

事務連絡  
令和3年3月30日

各都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

#### 石綿含有廃棄物等処理マニュアルの第3版の公表について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

石綿を含む産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）により処理基準が定められており、吹付け石綿や石綿含有保溫材等が廃棄物となったものは特別管理産業廃棄物である廃石綿等とされ、その他の石綿含有建材が廃棄物となったものは上乗せの規定が設けられている産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物とされています。

今般、建築物等の解体等を行う際の石綿の飛散を防止することを目的とする大気汚染防止法（昭和47年法律第57号）が令和2年に改正され、全ての石綿含有建材が規制対象となりました。具体的には、従来の石綿含有吹付け材や石綿含有保溫材等に加えて、新たに石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材（以下「塗材」という。）の区分が設けられ、さらに石綿含有けい酸カルシウム板第1種については解体等工事において石綿含有成形板等のうち特に石綿等の粉じんを比較的多量に発生等させる原因となるものと位置づけられました。

これまで塗材については、施工当時に吹付け工法により施工されたものであれば、廃棄物となったものは廃石綿等に該当し、吹付け以外の工法により施工されたものであれば、廃棄物となったものは石綿含有産業廃棄物に該当するとされていました。また、石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、他の石綿含有成形板等と同様に、廃棄物となったものは石綿含有産業廃棄物とされていたところです。

そこで今般の大気汚染防止法の改正内容に応じて、廃棄物処理法における当該石綿含有建材が廃棄物になったものについて、石綿の飛散性に係る評価試験を実施するとともに、専門家からの技術的助言を得た上で、その規制方針を検討しました。さらに、その検討結果等を踏まえて石綿含有廃棄物等処理マニュアルを改定しました。

貴職におかれましては、石綿を含む廃棄物の適正処理を推進するため、事業者

の指導等において引き続き当該マニュアルを参照いただくとともに、当該マニュアルの事業者への周知等に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

添付資料（環境省ウェブサイトにも掲載しています。）

- ・石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）
- ・石綿含有廃棄物等処理マニュアル改定に係る新旧対照表

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/index.html>

＜連絡先＞

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課  
担当：寺西、吉田

TEL : 03-5501-3157 (直通)

E-mail : [hairi-tekisei@env.go.jp](mailto:hairi-tekisei@env.go.jp)